

2024年3月28日

JNTLコンシューマーヘルス株式会社
代表取締役社長 黒木 昭彦 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関
理事長 西島 秀向
【連絡先(事務局)】担当：松田
〒540-0024 大阪府中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室
TEL 06-6920-2911 / FAX 06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
ウェブサイト : <https://www.kc-s.or.jp>

要請書

貴社より2023年12月26日付け「回答書」(以下「回答書」といいます。)を受領しました。

回答書によると、ウェブサイト上の表示の変更や、商品についてはアテンションステッカーの表示を変更し、それをショルダーラベル(「殺菌力」と「No. 1」が並んで表示されている商品ラベル)に重ねて添付することで、表示を見えない状態で出荷する改善を行うとのことでした。

当団体として確認したところ、すでに改善が行われた部分もありますが、なお、一部の商品については本件ショルダーラベルがそのまま使用されているものもあることから、貴社に対して下記のとおり要請いたします。

なお、本「要請」は、消費者契約法第12条に基づくものではなく、同法第3条第1項による消費者団体としての要請ですが、本「要請」に対する貴社のご回答を、2024年4月30日までに書面にて当団体事務局まで送付いただきますよう、お願いいたします。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

なお、既に貴社に連絡しておりますとおり、本「要請」は、公開の方式で行わせていただきますので、本書の内容及びそれに対する貴社の回答の有無・回答内容等は、全て、当団体ウェブサイト等で公開いたします。

記

(要請の趣旨)

第1 画像①は、小売店の店頭でリステリン（容量1000mlのものが2個セットになっているもの。以下「2個セット商品」といいます。）が陳列されている状況を撮影したものです。2個セット商品においては、袋の外側から、袋の内側のリステリン本体上部に貼付されている本件ショルダーラベル（「殺菌力」と「No. 1」が並んで表示されている商品ラベル）が見える状態となっています。2個セット商品について、画像①のように、袋の外側から、本件アテンションステッカーが見えることのないような外装となるよう、工夫をしてください。



画像① リステリン1000ml・2個セット商品

2024年2月7日確認 某社店頭販売での表示状態

第2 画像②は、インターネット上で販売されているリステリン（容量1000mlのものが3個セットになっているもの。以下「3個セット商品」といいます。）の画像です。3個セット商品においても、リステリン本体上部に貼付されている本件ショルダーラベルが見える状態となっています。3個セット商品について、画像②のように、本件ショルダーラベルが見えることのないような外装となるよう、工夫をしてください。



画像② リステリン1000mL・3個セット商品

2024年3月4日確認 某社オンラインショップでの表示状態

第3 画像③は、インターネット上で販売されているリステリン（容量250mLのもの。以下「250mL商品」といいます。）の画像です。250mL商品においては、本件ショルダーラベルの上にアテンションステッカー等は貼付されておらず、本件ショルダーラベルが見える状態となっています。250mL商品について、本件ショルダーラベルの上にアテンションステッカー等を貼付するなど、画像③のように、本件ショルダーラベルが見えることのないよう、工夫をしてください。



画像③ リステリン250mL商品

2024年3月4日確認 某社オンラインショップでの表示状態

第4 画像④は、インターネット上で販売されているリステリン（容量100mlのもの。以下、「100ml商品」といいます。）の画像です。100ml商品においては、1枚の商品ラベルの中に、「殺菌力」と「No. 1」が並んで表示されており、「殺菌力」「No. 1」の各表示の上にアテンションステッカー等は貼付されておらず、「殺菌力」と「No. 1」が並んで表示されている商品ラベルが見える状態となっています。100ml商品について、「殺菌力」「No. 1」の各表示の上にアテンションステッカー等を貼付するなど、画像④のように、「殺菌力」と「No. 1」が並んで表示されている商品ラベルが見えることのないよう、工夫をしてください。



画像④ リステリン100ml商品

2024年3月4日某社オンラインショップでの表示状態

(要請の理由)

「殺菌力」と「No. 1」が並んで表示されている商品ラベルに関し、かかる表示が「実際のもの…よりも著しく優良であると誤認される表示」（不当景品類及び不当表示防止法30条1項1号）に該当することについては、2

023年8月28日付け「申入書」で指摘したとおりです。

要請の趣旨で指摘した各商品については、依然として「殺菌力」と「No. 1」が並んで表示されている商品ラベルが見える状態となっています。「殺菌力」と「No. 1」が並んで表示されていない新たなデザインの商品ラベルに変更されるまでの間、消費者が実店舗やオンラインショップ等において、「殺菌力」と「No. 1」が並んで表示されている商品ラベルを目にすることがないことが望ましいと考えますので、要請の趣旨記載のとおり要請します。

以 上